

整理番号	行委-政申-2
------	---------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	行政委員会事務局選挙部選挙課 (06-6208-8511)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	議会の議員の解職の請求代表者証明書の交付申請
概 要	地方自治法では、議員が住民の意思と大きくかけ離れ、これに反する事態を招くにいった場合には、選挙権を有する者の一定の連署（本市の場合は、議員が所属する選挙区における 3 分の 1 以上の選挙権を有する者の連署が必要です。）をもって議員の解職の請求をすることができると規定していますが、当該請求は資格要件を満たした請求代表者から行うこととされており、その代表者となることができる者であるための確認を得るために選挙管理委員会に対して、請求代表者証明書の交付を申請しなければならないとされています。
根拠法令等 及び条項	地方自治法施行令第110条
審査基準	1 別紙 1 に準じた様式の申請書により申請がなされていること。（地方自治法施行令第110条で準用する第91条第 1 項） 2 上記 1 の申請書に別紙 2 の様式による請求書が添付されていること。（地方自治法施行令第110条で準用する第98条の 4） 3 当該議員の就職の日又は当該議員の解職投票のあった日から 1 年以内の請求でないこと。ただし、無投票により当選し就職した者については、就職の日から 1 年以内であっても請求することができる。（地方自治法第84条） 4 直接請求代表者及び請求の要旨が現在進行中の請求と同一の請求でないこと。 5 直接請求代表者が選挙人名簿登録者であること。（地方自治法施行令第110条で準用する第91条第 2 項） 6 直接請求代表者が公職選挙法第27条第 1 項又は第 2 項の規定により選挙人名簿にこれらの項の表示をされている者でないこと。（地方自治法第80条第 4 項で準用する第74条第 6 項） 7 直接請求代表者が公職選挙法第22条の規定により選挙人名簿の登録が行われた日以後に公職選挙法第28条の規定により選挙人名簿から抹消された者でないこと。（地方自治法第80条第 4 項で準用する第74条第 6 項） 8 直接請求代表者が市及び区の選挙管理委員会の委員又は職員である者でないこと。（地方自治法第80条第 4 項で準用する第74条第 6 項）
標準処理期間	7 日間
経由日数	なし
提出先	大阪市選挙管理委員会
提出時期	当該議員の就職の日及び当該議員の解職投票のあった日から 1 年以内でない時期（ただし、無投票により当選し就職した者については、就職の日から 1 年以内であっても提出は可。）
提出方法	大阪市議会議員解職請求代表者証明書交付申請書を、請求書を添付のうえ選挙管理委員会に提出してください。
手数料	なし
相談窓口	行政委員会事務局選挙部選挙課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/senkyo/page/0000019395.html
備 考	

大阪市議会議員〇〇解職請求代表者証明書交付申請書

住所
生年月日
（住所）
（生年月日）
氏名
（性氏）
（別名）

地方自治法施行令第一百条において準用する同令第九十一条第一項の規定により、
別紙のとおり大阪市議会議員〇〇解職請求書を添え、大阪市議会議員〇〇解職請求
代表者証明書の交付を申請します。

令和 年 月 日

大阪市選挙管理委員会あて

備考

氏名は自署（視覚に障がいのある人が公職選挙法施行令別表第一に定める点字で
自己の氏名を記載することを含む。）すること。

大阪市議会議員〇〇解職請求書

大阪市議会議員〇〇解職請求の要旨

一 請求の要旨（千字以内）

二 請求代表者

住所
生年月日
（住所）
（生年月日）
氏名
（性）
（氏名）
別名
（性）
（別名）

右のとおり地方自治法第八十条第一項の規定により大阪市議会議員〇〇の解職を請求いたします。

令和 年 月 日

大阪市選挙管理委員会あて

備考

- 一 本請求書又はその写は、大阪市議会議員解職請求者署名簿ごとにつづり込むものとすること。
- 二 氏名は自署（視覚に障がいのある人が公職選挙法施行令別表第一に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。）すること。

○地方自治法

第七十四条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下この編において「選挙権を有する者」という。）は、政令で定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

2-5 （省略）

6 選挙権を有する者のうち次に掲げるものは、代表者となり、又は代表者であることができない。

一 公職選挙法第二十七条第一項又は第二項の規定により選挙人名簿にこれらの項の表示をされている者（都道府県に係る請求にあつては、同法第九条第三項の規定により当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有するものとされた者（同法第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第二十八条の規定により選挙権を有しなくなつた旨の表示をされている者を除く。）を除く。）

二 前項の選挙人名簿の登録が行われた日以後に公職選挙法第二十八条の規定により選挙人名簿から抹消された者

三 第一項の請求に係る普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県の区域内の市町村並びに第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この号において「指定都市」という。）の区及び総合区を含み、指定都市である場合には当該市の区及び総合区を含む。）の選挙管理委員会の委員又は職員である者

第八十条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、所属の選挙区におけるその総数の三分の一（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該選挙区に属する普通地方公共団体の議会の議員の解職の請求をすることができる。この場合において選挙区がないときは、選挙権を有する者の総数の三分の一（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、議員の解職の請求をすることができる。

2-3 (省略)

4 第七十四条第五項の規定は第一項の選挙権を有する者及びその総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）について、同条第六項の規定は第一項の代表者について、同条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は第一項の規定による請求者の署名について準用する。この場合において、第七十四条第六項第三号中「都道府県の区域内の」とあり、及び「市の」とあるのは、「選挙区の区域の全部又は一部が含まれる」と読み替えるものとする。

第八十四条 第八十条第一項又は第八十一条第一項の規定による普通地方公共団体の議会の議員又は長の解職の請求は、その就職の日から一年間及び第八十条第三項又は第八十一条第二項の規定による解職の投票の日から一年間は、これを行うことができない。ただし、公職選挙法第百条第六項の規定により当選人と定められ普通地方公共団体の議会の議員又は長となつた者に対する解職の請求は、その就職の日から一年以内においても、これを行うことができる。

○地方自治法施行令

第九十一条 地方自治法第七十四条第一項の規定により普通地方公共団体の条例の制定又は改廃の請求をしようとする代表者（以下「条例制定又は改廃請求代表者」という。）は、その請求の要旨（千字以内）その他必要な事項を記載した条例制定又は改廃請求書を添え、当該普通地方公共団体の長に対し、文書をもつて条例制定又は改廃請求代表者証明書の交付を申請しなければならない。

2 前項の規定による申請があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があつたときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。

第九十八条の四 普通地方公共団体の条例制定又は改廃請求書、条例制定又は改廃請求代表者証明書、条例制定又は改廃請求署名簿、条例制定又は改廃請求署名収集委任状、条例制定又は改廃請求署名審査録及び条例制定又は改廃請求署名収集証明書は、命令で定める様式によりこれを調製しなければならない。

第一百条 第九十一条から第九十七条まで、第九十八条第一項、第九十八条の三及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第八十条第一項の規定による普通地方公共団体の議会の議員の解職の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九十一条第一 項及び第二項	普通地方公共団体の 長	普通地方公共団体の選挙管理委員会
	(以下 略)	